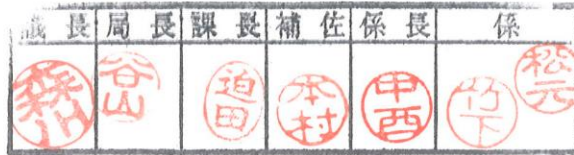


(様式 2)



令和 2 年 3 月 2 6 日

始良市議会議長森川様

市民くらぶ 会 派 4 名
代表者氏名 吉村 賢一



調 査 研 究 報 告 書

下記のとおり実施しましたので報告します。

記

- 1 日程 令和 2 年 1 月 2 9 日(水)
- 2 場所 南九州市役所：南九州市川辺町平山3234番地
- 3 目的
 - ・自治会未加入者のごみ問題
 - ・生ごみ堆肥の取組み
 - ・衛生協会との連携
- 4 該当する政務活動費の使途項目 交通費・交際費
- 5 支出経費の内訳と金額

お土産	加治木饅頭	¥1,130円	①
ガソリン代		¥1,670円	②
合計		¥2,800円	
- 出発時 走行距離 128,047km,
終了時 走行距離 128,162km 差引115 k m
- 6 参加議員名 吉村賢一・上村 親・湯川逸郎・峯下 洋
- 7 活動成果の概要、所見
復命書にて報告済
- 8 成果物、資料等
講習ビデオ撮影・パンフレット

EneJet

領収書

井上石油株式会社
始良総合運動公園前SS
始良市平松3010
TEL:0995-73-6727
2020/01/29(水)14:31
現金フリー 様
4-000856-99884 179301 0000
売上 現金 手
ハイオク
010000 ¥1518
9.61L @158.0 L-6 N-17
外税消費税10% ¥152

小計 ¥1,670
合計 ¥1,670
(10%対象 ¥1,670)
お預かり ¥3000 お釣 ¥1330
上記にて領収書とさせていただきます
期間中当店のご利用(ガソリン、軽油、灯油、オイルを含む)で、東京2020オリンピック・パラリンピックチケットなどが当たる!詳細はENEOS日本応援で検索
No.5492 担当:0000
POS番号01
2020/01/29 釣銭伝票No.5640

おつり引換券

2020/01/29(水)14:31
釣銭現金書 ¥1,330
2020/01/29 釣銭番号 5640
2805640013308



☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆
全国13,000店で開催中!
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

2020 ENEOS日本応援
キャンペーン



2020
1/11(土)-3/25(水)

**東京2020オリンピック・パラリンピック
開閉会式・競技観戦
チケットが当たる!**

ENEOSは、東京2020オリンピック・パラリンピックの
ゴールドパートナー(石油・ガス・水素・電気供給)です。

詳しくは **ENEOS日本応援**

井上石油株式会社
始良総合運動公園前SS
TEL:0995-73-6727
2020/01/29(水)14:31
2020/01/29

2020年01月28日

一連No000017
領収No0008577

領収書

市 様

¥1,130-

(但しお菓子代として
正に領収致しました)

税抜金額
¥1,046-
消費税等
¥84-



かざき庵

菓子処
鹿児島県始良市加治木町
新生町11番地
TEL・FAX (0995) 62-4547
印刷面を内側に折って保管願います

市民くらぶ 南九州市視察研修



市民くらぶ 研修について

集合：令和2年1月29日 8時30分 中庭集合

移動手段：上村 親議員所有自家用車 借用

道路：一般道

研修先：南九州市

研修内容：①自治会未加入者のゴミの出し方

②ごみ置き場設置に対する補助

③生ごみの堆肥化の取組み

④衛生協会との連携

令和2年度 市民くらす 政務活動行程表

1月29日(水)

活動先

南九州市

〒897-0215 南九州市川辺町平山3234番地
☎ 0993-56-1111 FAX 0993-56-1144
Mail: shimin@city.minamikyusyu.lg.jp

1月29日(水)

8:30 集合 ⇒ 9:00 出発 ⇒ 10:30 到着

11:00～12:00 研修

【上村議員乗用車借用】

1月29日(水)

13:30 出発 ⇒ 15:30 到着

研修内容

- ①自治会未加入者のゴミの出し方
- ②ごみ置き場設置に対する補助
- ③生ごみの堆肥化の取り組み
- ④衛生協会との連携

始良市役所から県道55号と国道226号と県道20号で
目的地まで 約72.6km 所要時間 約1時間30分
詳細は別紙参照のこと

始良市議会議長 森川 和美 様

市民くらぶ
代表者氏名 吉村 賢一

南九州市視察研修報告

下記について視察研修してきました

1. 自治会未加入者のごみの出し方

商工会でゴミ袋を販売しているが、未加入者は自治会が設置するゴミステーションは利用できない。ただし単身アパートがある自治会等では1000円/月の協力金を納め認めているケースがある。

2. 自治会に対するゴミ当番への補助

補助は無い。旧川辺町以外の2町は当番自体が無い。トラブルは聞かない。

3. 未加入者のごみの処分方法

焼却施設が旧3町単位で異なる。未加入者のゴミは旧穎娃では市支所、旧知覧では南薩地区衛生管理組合（市へ移管手続き中）、旧川辺では清掃センターへ直接搬入となる。

4. ゴミ置き場設置に対する補助

自治会が賦課金を払っている衛生自治団体連合会がゴミステーション1か所につき年間上限2万円迄助成。鍵やネット等。

5. 生ごみの堆肥化の取組み

知覧地域をモデルにしたが、費用対効果が見込まれないことから引き続き検討中として、現在は生ゴミ処理機の助成や貸出事業を推進中。

6. 旧川辺町の取り組みは合併後もスムーズに引き継がれているか。

旧川辺町は前日に籠出ししており、夕方5時から当番が分別指導する。

7. 衛生協会との連携

衛生自治団体連合会は市に事務局があり、不法投棄パトロールやそれらの処分、不法投棄防止看板の製作設置、ゴミステーションの設置改修の助成、ボランティアゴミ袋支給を行っている。

まとめ

まず、商工会が窓口でゴミ袋を販売していることは良いことだと思う。未加入者の意見の中で、ゴミ袋を市で販売しているので、行政に責任があるから「地域の（自治会の）ゴミステーションに捨てるのは当たり前」。ゴミを捨てるためだけに、自治会に入る必要はないと言って、自治会未加入の言い訳にする人もいると聞く。

私たち市民クラブとしましては、未加入者問題に取り組むためには、このゴミ問題を解決することが、増加傾向にある未加入者問題に、一石を投じられるのではないかと？自治会脱退問題（役が回ってくる等）やその他不公平と思われる自治会未加入者対策における様々な問題に、今後とも取り組んでいきます。

始良市も旧町（加治木・始良・蒲生）でゴミ収集に際してやり方が違うので、同じような悩みがあります。

始良市としても、節目の年を迎えるにあたり、早期の統一を図るべきと思う。

- ※ 今後の未加入者対策の大きなヒントに成り得ると感じた判例
29年3月28日判決言渡し 鹿児島地裁 知覧支部
平成29年(ワ)第49号 強制自治会加入及びごみステーション事件

請求の内容

- 被告（市長）は原告の〇〇自治会退会後のゴミステーション使用を妨げてはならない。

判決の一部（抜粋）

- 被告（市長）は上記届出のされた収集所に搬出された一般廃棄物を収集、運搬、処理している。（中略）届出制であって、自治会に特別な権限を与えるものではないし、自治会の設置する収集所を処理し又は管理するものではない。
被告は、上記収集所を利用できない等の理由のある者には（中略）直接搬入も認めているので、代替手段が存在するし、これにより原告に課せられる負担が人格権を侵害される程度に至っているかについて特段の主張・立証がない。
- 被告は何ら原告の本件ゴミステーション使用を妨げる行為はしていない（中略）従って、原告が主張する人格権侵害の恐れは認められない。

よって、原告の請求には理由がないからいずれも棄却する。

※ 未加入者のゴミ出しについて、裁判結果を踏まえた解釈

- ① 衛生自治連合会は自治会員の分担金で運営されている。
- ② ごみ袋は商工会の販売である。故に市が直接未加入者に対して自治会設置の場所にごみ出しを保証する立場でない。

市民が等しく豊かな生活を維持するために今後とも市民目線でできることを学び、市政に反映できるよう研究調査していきます。